# 入湯税および都市計画税の使途について

## 1．入　湯　税

入湯税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設および消防施設その他消防活動に必要な施設の整備ならびに観光の振興に要する費用に充てるために、目的税として課税されるものです。令和７年度予算における入湯税の充当状況は次のとおりです。

（単位：千円）

| | | 予　算　額 |
|---|---|---|
| 充当事業の区分 | 環境衛生施設整備（※１） | 205,282 |
| | 消防施設等整備（※２） | 97,535 |
| | 観光振興事業（※３） | 78,103 |
| 歳出合計 | | 380,920 |
| 財源の内訳 | 特定財源 | 0 |
| | 一般財源 | 380,920 |
| | うち入湯税 | 49,000 |
| 歳入合計 | | 380,920 |

※１　柏羽藤環境事業組合負担金のうち施設整備、公債費に要する経費
※２　大阪南消防組合負担金のうち施設整備、公債費に要する経費
※３　大阪はびきの観光局運営費補助金など観光振興に要する経費

## 2．都　市　計　画　税

都市計画税は、都市計画事業(道路、上下水道、公園の整備に関する事業等)などに要する費用に充てるために、目的税として課税されるものです。令和７年度予算における都市計画税の充当状況は次のとおりです。

（単位：千円）

| | | 予　算　額 |
|---|---|---|
| 充当事業の区分 | 下水道事業（※１） | 1,106,639 |
| | 公園・街路等整備事業（※２） | 26,352 |
| 歳出合計 | | 1,132,991 |
| 財源の内訳 | 特定財源 | 0 |
| | 一般財源 | 1,132,991 |
| | うち都市計画税 | 1,003,600 |
| 歳入合計 | | 1,132,991 |

※１　下水道事業整備に係る一般会計からの補助金に要する経費
※２　都市公園整備や街路事業整備等に係る公債費に要する経費